

## 持続可能な歩いて暮らせる新しいまちづくり検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり及び環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりの考え方や、中心市街地の再生に成功した英国・ノッティンガム市の視察の成果を踏まえ、人と車が共生し、人と人がふれあう、賑わいのある、新しい時代にふさわしいまちづくりの在り方等を検討するため、持続可能な歩いて暮らせる新しいまちづくり検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討を行う。

- 一 新しいまちづくりのビジョンに関すること。
- 二 都市交通システムの在り方に関すること。
- 三 中心市街地の賑わい創出に関すること。
- 四 その他関連する事項に関すること。

### (検討委員会)

第3条 検討委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 3 検討委員会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に開催される検討委員会の会議は、まちづくり担当理事が招集する。
- 6 委員長は、検討委員会の会議の議長となる。
- 7 委員長が必要と認めたときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会)

第4条 検討委員会に人と車の共生部会及び賑わいのまちづくり部会を置く。

- 2 検討委員会の委員が所属する部会は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会の会議は、委員長が招集する。
- 5 部会長は、部会の会議の議長となる。

### (庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループにおいて処理する。

### (補則)

第6条 本要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項については、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は平成18年3月10日から施行する。